

## 岐阜県多治見市(平成 19 年 1 月 1 日施行)

### 「平和への寄与」

第 37 条 何人も、平和のうちに暮らす権利があります。

2 市民と市は、正義と秩序を基調とする平和を希求し、平和に寄与するよう努めなければなりません。

3 市は、市民の生命と身体や財産や生活の平穩を守るよう努め、国際的な人道上の条約に基づき行動しなければなりません。

#### 【解説】

・万が一の事態になったとき、市として、市民の生命と身体や財産、生活の平穩を守るよう努めること、市民の生命を守ることを第一義とし、国際的な人道上の条約（ジュネーブ条約の規定など）に基づき対処することを規定しています。もちろん、市民と市が平和を希求し、平和に寄与するよう努めることは、申し上げるまでもありません。

## 北海道二セコ町(平成 13 年 4 月 1 日施行)

### 「満 20 歳未満の町民のまちづくりに参加する権利」

第 11 条 満 20 歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。

2 町は前項の権利を保障するため、規則その他の規程により具体的な制度を設けるものとする。

#### 【解説】

##### ・第 1 項について

満 20 歳未満の青少年及び子どもにも、その年齢に応じた参加の形態が必要であり、その意見は町の重要な財産となる。こうした子どもたちの参加の権利が保障されるべきであると考えた。

大人たちによるまちづくりの成果は、子どもたちも直ちに享受するものである。一方で、子どもたちへの刑事罰適用年齢を下げながらも、その政治的な参加を求めている。罰することを優先させるのではなく、子供たちの声を大人たちが真剣に聞き、まちづくりに反映させる仕組みが今後の日本に必要である。

子どもたちの参加は、形式（表面）的または一時的な参加ではなく、日常生活や教育現場の中から恒常的に繰り返されることが重要であり、そのための仕組みづくりを進めなければならない。場合によっては、町民投票の有資格者になることも考えられる。

「20 歳未満の町民」とは青少年及び子どもをいう。未成年で結婚し仕事にも就いているが参政権がないという青年層から、小学生・幼児まで幅広く捉える。

民法上の未成年者の権利能力との整合性本条の権利は、あくまで「まちづくり」への「参加権」である。従って、民法上の効力とは別の概念であり競合しない。

「子供の権利条約」を基本本条は、1994 年に日本政府が批准している「子供の権利条約」を理念の基礎とし、その権利の具体化を図ったものである。

本条例の当初の条文案には「成熟度に応じ」という言葉が「子供の権利条約」に準じて盛り込まれていたが、障害を持つ人への差別と受け取られる恐れがあるため、本条例からは削除した。

##### ・第 2 項について

本項は、本条例の二次見直し時（平成 22 年 3 月）に追加。

子どもたちの参加は、形式（表面）的または一時的な参加ではなく、日常生活や教育現場の中から恒常的に繰り返されることが重要である。つまり、この項の追加の目的は、子どもの参加の制度保障の意味合いがある。すなわち、この制度保障が、子どもたちの権利をより明確化させ、まちづくりへの意見をより反映させることにつながると考えたからである。

---

神奈川県大和市(平成 17 年 4 月 1 日施行)

「厚木基地」

第 29 条 市長及び市議会は、市民の安全及び安心並びに快適な生活を守るため、厚木基地の移転が実現するよう努めるものとする。

2 市長及び市議会は、国や他の自治体と連携して、厚木基地に起因して生ずる航空機騒音等の問題解決に努めなければならない。

【解説】

・条文を検討する中で、国が本来果たすべき役割（安全保障政策）を条例に規定することに対する疑義が生じましたが、厚木基地が本市に実際に存在し、自治の基本理念や市民が享受すべき権利を脅かしている以上、基地問題を地域（大和市）における行政の課題として捉えることは、地方自治の本旨に照らして問題ないと解釈し本条例に規定することとしました。

・第 1 項について

航空機騒音や墜落の危険がない生活を望む市民の率直な願いを謳ったもので、厚木基地の移転を目指すこととしています。この条文は直ちに現在のわが国の安全保障政策に反対を唱えるものではありません。また、主語には「市民」を加えようとする意見もありましたが、基地の移転を望まない市民もいることに配慮しています。

・第 2 項について

基地移転までの当面の課題として、航空機騒音等の問題解決に努めなければならないことを定めています。

---

東京都三鷹市(平成 18 年 4 月 1 日施行)

「学校と地域との連携協力」

第 33 条 教育委員会は、地域と連携協力し、保護者、地域住民等の学校運営への参加を積極的に進めることにより、地域の力を活かし、創意工夫と特色ある学校づくりを行うものとする。

2 教育委員会は、地域及び市長と連携協力し、学校を核としたコミュニティづくりを進めるものとする。

【説明】

・教育委員会による、「コミュニティ・スクール」の取り組みや、学校を核としたコミュニティづくりの基本的な姿勢・方針を掲げています。

・第 31 条の三鷹市が先駆けて取り組んだコミュニティ・センター等を核としたコミュニティ活動の推進、第 32 条の市民協働センターの整備も含めた協働のまちづくりの推進、そして第 33 条の学校を核としたコミュニティづくりに関する規定と、いずれも三鷹市のこれま

での参加及び協働の実績を踏まえた基本的な理念・方針等を定めたものです。

-----  
神奈川県大磯町(平成23年9月1日施行)

「子どもがまちづくりに参画する権利及び責任」

第11条 子どもは、それぞれの年齢に応じて、まちづくりに参画する権利を有します。

2 子どもは、まちづくりに参画する一員としての自覚を持たなければなりません。

-----  
埼玉県八潮市(平成23年7月1日施行)

「子ども」

第9条 子どもは、未来の担い手として尊重されなければならない。

2 家庭、学校及び地域並びに市民、市議会、行政その他関係機関は、連携を図りながら協力し、子どもの健全な育成に努めるものとする。

【説明】

未来を担う子どもを大切にしていきたいという思いを込めて「子ども」の条文を設けています。

子どもは地域社会の一員として尊重され、また、将来に向けて個性豊かに育ててほしいとの思いを込めています。

子どもを取り巻く環境の悪化が指摘される中、子どもの健全育成には、保護者だけでなく、学校、地域、その他の市民、市議会、行政などが連携・協力することが必要であることを規定しています。

【補足説明】

わが国では、平成6年4月22日に「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」を批准しています。この条約は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められたもので、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。

-----  
東京都新宿区(平成23年4月1日施行)

「子どもの権利等」

第22条 子どもは、社会の一員として自らの意見を表明する権利を有するとともに、健やかに育つ環境を保障される。

(解説)

本条では、子どもは、社会の一員として自らに係る区政の問題について、それぞれの年齢に応じた形で意見を表明する権利を有し、健やかに育つ(心身の成長、教育等)ための環境が保障されていることを規定しています。

-----  
愛知県一宮市(平成22年6月29日施行)

「子どもの参加の機会の保障」

第9条 市は、子どものころから自らのまちに愛着を持てるよう、子どもが参加しやすいまちづくりの機会を設けるよう努めなければなりません。

【説明】

第9条は、市政への子どもの参加を推進するために、市がすべきことを定めています。子どもは、一宮市の将来を担う大切な宝です。子どもたちが、自らのまちに愛着を持ち、まちをよくしていこうと思ってもらえるよう、子どもが参加しやすいまちづくりへの参加の機会を保障する制度等を市は整備する必要があります。

-----  
鹿児島県出水市(平成22年4月1日施行)

### 「子どもの健全育成」

第15条 子どもたちは、将来の出水市の自治を担う宝であり、市民、市議会及び市は、関係機関と連携して子どもたちの安全の確保と教育の充実を図り、子どもたちの健全育成に努めます。

#### 【趣旨】

本条は、市民、市議会及び市が関係機関と連携して、将来の出水市の自治を担う子どもたちの安全の確保と教育の充実を図り、健全育成に努めることを明らかにするために定めたものです。

#### 【解釈・運用】

本節における「子ども」とは、未成年のことを指します。子どもたちの安全確保と教育の充実及び健全育成には、市民、市議会及び市が、関係機関と連携して努めることが必要です。また、条文中の「市民」には、第2条の市民の定義には具体的に出していませんが、学校、地域、家庭等も含まれていると解しています。

策定検討委員会では、出水市の将来を担っていくのは今の子どもたちであり、その子どもたちを健全に育てていくことが将来の出水市の自治の推進につながるという強い思いから、市民の章で「子ども」を第3節として「子どもの健全育成」と「子どもの権利」の2条にわたり提言をいただきました。

### 「子どもの権利」

第16条 子どもたちは、それぞれの年齢にふさわしい範囲で自治の推進に参加するよう努める

#### 【趣旨】

本条は、子どもたちがそれぞれの年齢にふさわしい範囲で自治の推進に参加するよう努めることと、成人は、選挙権を有し、審議会及び委員等へ参加の機会があるのに対し、子どもたちには通常そのような機会は与えられていないため、出水市の自治の推進に関し、自らの意見を表明する権利があることを明らかにするために定めたものです。

#### 【解釈・運用】

子どもたちの意見表明については、子どもたちがそれぞれの年齢にふさわしい範囲で自治の推進に参加することで、周囲の成人が、子どもたちの年齢や成熟度に合わせた配慮を行うことができると考えています。

この条例では、条文中に年齢を制限する規定は設けていませんので、子どもたちの意見表明に関し、第24条の市民参画の推進に基づき、事案の性質や影響を考慮しながら、子どもたちへも参画の機会を提供することや、第26条の意見、要望等の処置などの規定に基づき、子どもたちからの意見等に対しても、適切な対応が求められると考えています。

また、第33条に規定する住民投票については、住民投票の対象として将来の出水市に

関することも考えられることから、その都度資格要件の年齢を決めることができる個別型の住民投票を規定しています。このため、住民投票の内容により、子どもたちにも意思表示ができるよう配慮を行う必要があります。